

中学生も消費者

いろいろ学んで賢くなろう！

- 1 契約って何？
- 2 いろいろな消費者被害
- 3 ネットトラブル どうしよう？
- 4 ネットを使うときに気をつけること
- 5 未成年者契約取り消し
- 6 2022年 18歳は成人
- 7 トラブルにあった時は？

1 契約って何？

- ・ 売り手と買い手が「何をいくらで売
買するか」納得した時に成立します。
口約束でも契約です。
日常的な買い物も契約の一つです。

※商品の返品や交換は勝手にできません。
商品を買うときに条件を確かめましょう。

ア 店で買い物をする時、 契約が成立するのはいつ？

- ① 商品を受け取った時
- ② 代金を払った時
- ③ 店員が「はい。かしこまりました」と言った時

正解は③

消費者と事業者とが、お互いに契約内容（商品の内容・価格・引き渡し時期等）について合意すれば契約は成立する。

口約束でも契約は成立する。

契約書や印鑑・サインは証拠を残すためのもの。

イ 店で商品を買ったが、使う前に
不要になった。解約できるか？

- ①解約できない
- ②レシートがあり、1週間以内なら解約できる
- ③商品を開封していなければ、解約できる

正解は①

契約は「法的な責任が生じる約束」
なので拘束力がある。

※ いったん成立した契約は
守らなくてはなりません。

契約するときは
慎重な判断が必要です。

2 いろいろな消費者被害

① アポイントメントセールス

「会場にきたら景品がもらえる！」と言われたので、会場に行ったら、怖い人に囲まれ、高額商品を買わされた。



② 無料体験商法

「今なら無料！」
とチラシに書かれていたので、お店に
行って無料エステ体験をした後、高額
な契約をさせられた。



③ モデル商法

「モデルにならないか？」
と声を掛けられて契約したら、
高額なレッスン料を請求されただけ
でなく、個人情報を知られて危険な
目にあった。



④ マルチ商法

「会員になって、知り合いに商品を売るだけで簡単に儲かる」と言われたが、

ほとんど売れず商品購入代金の支払いがたまり、友達にも被害を与えてしまった。



3 ネットトラブル どうしよう？

① ワンクリック詐欺・架空請求

- ・ アクセスしたただけなのに「登録完了」となって、高額請求がきた

あなたならどうする？



お金を払わない！
連絡しない！
むやみにクリックしない！

② ゲーム課金

- ・ ゲームにのめり込み、高額請求が来た！



家族のクレジットカ~~ー~~ドを勝手に使う

あなたならどうする？

正直に、家の人に言う。

- ☐ 課金制限
- ☐ ゲームこづかい帳
- ☐ 家の人と約束など

約束は守る！！

③ ネット通販・オークション詐欺 フリマアプリトラブル

- ・ 初回無料 申し込んだら2回目 came!?
- ・ お金を振り込んだのに、品物が来ない!?

あなたならどうする？



- ・ 未成年者の買い物は、家の人同意がある
- ・ 契約する前に表示（約束事）を確かめよう

※フリマアプリ 個人間取引は戻らないことが多い

④ ネットで知り合った人に 会ってみたい

- ・ ネットで知り合った人、
なんだかいい感じ。会ってみたいな



あなたならどうする？

会ってはダメ！！

- ・ 本当はどんな人かわからない。
- ・ 個人情報が知られた 危険な目に!!

⑤ 個人情報

家の前で制服を着て、ピースをして写真を撮った。
みんなに見て欲しいな。
名前や好きなことのせちゃおう。



あなたならどうする？

- ・ 個人情報が特定されるもの（名前・住所・電話番号・学校名など）は ネットにのせない。
友達や家族のことものせない。

情報は世界中を駆けめぐる
一度のせた情報は、完全には消せない

4 ネットを使うときに気をつけること

- ・ 個人情報を書き込まない
- ・ ネットで知り合った人に会わない
- ・ 何かをダウンロードするときは家の人に相談する
- ・ 知らない人からのメールは開かずに削除する
- ・ 違法な動画・音楽配信サイトにはアクセスしない
- ・ 悪口やウソの情報を書き込んだり、人に送ったりしない（書き込んだ人をつきとめることができる）
- ・ 決められた時間など家の人とのルールを守る

5 未成年者契約取り消し

- ・ 未成年者の契約で、親権者などの保護者の同意がなかった契約は取り消すことができる

ただし、

- ・ こづかいの範囲内での契約
- ・ 結婚している者
- ・ 成人であるとウソをついたり、
- ・ 保護者の同意があるとウソをついたりした場合

取り消しができない

6 クーリング・オフによる取り消し

クーリング・オフとは

訪問販売や電話勧誘などの不意打ち的な販売で結んだ契約などで消費者が契約したときに冷静になって考える時間を与えるため、**8日以内（マルチ商法などは、20日以内）**であれば、無条件で契約内容を解除できる特別な制度

注：適用されない場合がある

インターネットショッピングなどの通信販売など

「事実と違う説明をされた」

「帰りたいといっても帰らせてもらえなかった。」

などの状況で結んだ契約は取り消すことができる。

「契約を取り消したい」と思ったときは、

できるだけ早く**消費生活センター**などに相談しよう。

7 2022年 18歳は成年

成年になったら、消費生活において、できることは

★親の同意がなくても契約できる

- ・ 携帯電話の契約
- ・ ローンを組む
- ・ クレジットカードをつくる
- ・ 一人暮らしの部屋を借りる など



新成年は狙われる？

社会経験が乏しく、保護がなくなったばかりの成年を
狙い撃ちにする悪質業者が・・・

- ・ 安易に契約を交わすと
 トラブルに巻き込まれるかも・・・

「未成年者取り消し」は、もうできない!!

契約を結ぶのは自分
その契約に対して責任を負うのも自分

トラブルに合わないために

- ・ 契約に関する知識を学ぶ
- ・ 様々なルールを知る
- ・ その契約が必要かよく検討する力を身に付ける

調べよう！

消費者教育に関する情報

消費者庁 消費者ポータルサイト

8 トラブルにあった時は？

☆相談する勇気をもとう

- ・ 家族に相談する
- ・ 先生に相談する
- ・ 消費生活センターに相談する

消費者ホットライン  ^{い や や} 1 8 8

これからも学んで
賢い消費者に

広島市消費生活センター